

【1999年3月24日】年金制度改正案について（答申）

社会保障制度審議会（総会第520回）

平成11年3月24日

厚生大臣 宮下創平殿

社会保障制度審議会

会長 宮澤健一

年金制度改正案について(答申)

平成11年3月16日厚生省発年字第12号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

我が国においては、現在長期にわたる経済停滞が続き、また今後ほどの国も経験したことのないほど少子・高齢化が進展することが予測されている。このような社会経済の変化により、現行制度のままでは、将来年金制度の負担が大幅に増大して、制度の維持が困難になることが予想され、年金制度に対する不安が国民の間で広がっている。したがって、現在において我が国が取り組むべき緊急の課題は、将来においても年金制度が国民の老後の生活を確実に保障することができるように揺るぎないものとするところである。

今回の改正案は、将来世代の保険料負担が過重にならないよう、給付水準の適正化を含め年金制度全般にわたる改正を行い、年金制度に対する国民の信頼を確保しようとするものである。また、現在の年金受給者が受けている年金額を引き下げることのないよう適切な経過措置を講ずるとともに、支給開始年齢の引上げについても相当な年数をかけて行うこととしているなど、年金制度が超高齢社会に円滑に移行できるようにしており、おおむね了承できる。

ただし、以下の点に十分留意すべきである。

- 1 基礎年金に対する国庫負担割合の引上げは、保険料負担の上昇を抑えて制度を安定させるものであり、今回そのことを明確にしたことは評価することができる。今後政府はその財源確保の具体的方策について早急に検討を進め、できる限り早期に実施すべきである。

今回保険料の引上げを凍結することとしているのは、現在の厳しい状況を考えると

やむを得ない面もあるが、年金制度は長期的展望の下に財政収支の均衡を図らなければならないことを考えると、このような措置はかえって国民の信頼を揺るがしかねない。したがって、できる限り速やかに保険料引上げ措置の凍結を解除し、将来世代にとって過重な負担とならないような措置を講じつつ、今後の高齢化の進展等に伴って計画的・段階的に保険料を引き上げていき、年金財政の安定を図っていくことが望まれる。

なお、年金制度の財源の基本的在り方については、年金財源としての適否、国民の負担の公平、国全体の財政状況等を総合的に勘案して検討すべきである。

- 2 厚生年金の老齢年金の支給開始年齢の引上げは、保険料負担の軽減のみならず、平均余命の伸長、高齢者の健康の改善や強い就労意欲等の観点からやむを得ないと考えられるが、引上げを円滑に進めるためには支給開始年齢までの雇用の確保が不可欠である。したがって、就労を希望する高齢者が雇用の機会が得られるよう労使・官民一体となって雇用確保に取り組むとともに、生涯現役社会の実現に向けて総合的な施策を講ずべきである。また、支給開始年齢の引上げに伴って設けられる繰上げ支給の老齢年金の減額率については、平均余命、経済条件等に沿った適正なものとするべきである。
- 3 厚生年金基金をはじめとする企業年金は、公的年金と相まって老後の生活を支える重要な柱であるため、現在の厳しい経済環境をも克服できるよう制度の改善に努めるとともに、制度全般にわたる検討を速やかに行って必要な措置を講ずべきである。

最後に、現在各方面から指摘されている問題をも含め、長期的に年金制度を安定化させる方策について引き続き検討し、国民の信頼を醸成することが必要であることを強調しておく。